

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月29日
【中間会計期間】	第22期中（自 2018年12月1日 至 2019年5月31日）
【会社名】	スター・マイカ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Star Mica Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水永 政志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2785
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 相澤 貴純
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2785
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 相澤 貴純
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自2017年 5月1日 至2017年 10月31日	自2018年 5月1日 至2018年 10月31日	自2018年 12月1日 至2019年 5月31日	自2017年 5月1日 至2018年 4月30日	自2018年 5月1日 至2018年 11月30日
売上高 (千円)	-	-	81,733	86,826	95,168
経常利益 (千円)	-	-	48,935	115,995	85,063
中間(当期)純利益 (千円)	-	-	46,181	100,751	62,467
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	-	-	2,974,000	20,000	2,974,000
純資産額 (千円)	-	-	2,501,743	4,789,771	3,517,725
総資産額 (千円)	-	-	3,903,926	7,509,756	5,354,805
1株当たり純資産額 (円)	-	-	841.20	1,610.55	1,182.83
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	15.53	33.88	21.00
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	26.88	-	64.17
自己資本比率 (%)	-	-	64.1	63.8	65.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	51,180	21,348	81,438
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	48,441	4,531
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	2,912	289,392
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	-	-	52,375	213,680	1,195
従業員数 (人)	-	-	3	0	0
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔-〕	〔-〕	〔0〕	〔0〕	〔0〕

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 持分法を適用した場合の投資損益については、関連会社がないため、記載していません。

3. 第22期中の中間財務諸表、第20期及び第21期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 2018年11月1日開催の取締役会決議により、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

6. 第22期中より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

7. 2018年9月3日の臨時株主総会決議により、決算期を4月30日から11月30日に変更したため、第21期事業年度は、2018年5月1日から2018年11月30日までの期間になっており、第22期中については2018年12月1日から2019年5月31日までの期間となっております。

2【事業の内容】

当社は、スター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）の株式を含む有価証券の保有及び運用を行っておりますが、2019年6月1日付で当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施するとともに、当社及びスター・マイカの間での会社分割（吸収分割）（以下「本吸収分割」といいます。）を実施する予定です。本株式交換及び本吸収分割の効力発生後は、不動産の賃貸、売買、仲介、保守、管理及び運用等を営む事業会社の株式を所有することによる各事業会社への経営指導等を行う予定です。

本株式交換後の当社グループは、当社及び連結子会社6社から構成され、(1)リノベマンション事業、(2)インベストメント事業、(3)アドバイザー事業の3つの事業を行う予定です。その主な事業内容は次のとおりであります。

(1) リノベマンション事業

首都圏を中心に、賃貸中のファミリータイプマンション（区分所有）を、1室単位から購入し、当社で継続してポートフォリオとして賃貸運用しております。入居者の退去後は、リノベーションを行い資産価値を高めた後、仲介会社（外部もしくは子会社）を通じてエンドユーザーへ居住用物件として販売しております。

(2) インベストメント事業

首都圏を中心に、幅広く分譲中古マンション以外の収益不動産等を中心に様々な投資を実施し賃貸及び販売を行う事業、及び当社グループが保有する営業投資有価証券を中心とした投資育成事業を展開しております。

(3) アドバイザー事業

不動産の売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理、建物管理、マンションの運営等、前記の2事業から派生する「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。これらは、会社の資本効率を高め、外注費用を内製化するだけでなく、様々な案件への関与を通じて、ビジネスチャンスを拡大し、ノウハウを蓄積する点で、他の事業との相乗効果が期待されます。

なお、当社は、スター・マイカ、スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社、スター・マイカ・レジデンス株式会社、スター・マイカ・プロパティ株式会社、スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社及びSMAIT株式会社を連結子会社とする予定であります。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、当社の関係会社はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(2019年5月31日現在)

従業員数（名）	3（0）
---------	------

（注）従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含みます。）であり、従業員数には使用人兼務役員を含めておりません。臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

本株式交換により、本株式交換の効力発生日後は、本書提出日現在におけるスター・マイカの経営方針、経営環境及び対処すべき課題が当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題となります。

当中間会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または2019年2月7日提出の有価証券届出書、2019年2月27日提出の訂正有価証券届出書及び2019年4月5日提出の訂正有価証券届出書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要につきましては、生産、受注及び販売の実績を除き、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」に含めて記載しております。

生産、受注及び販売の実績

当社は、販売業務等を行っておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来における事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものととなります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は97,206千円となり、前事業年度末に比べ50,990千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が51,180千円増加したことによるものであります。固定資産は3,806,720千円となり、前事業年度末に比べ1,501,870千円減少いたしました。これは株価下落等により投資有価証券が1,501,870千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は3,903,926千円となり、前事業年度末と比べて1,450,879千円減少いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は85,561千円となり、前事業年度末に比べ84,749千円増加いたしました。これは主に未払配当金が63,617千円増加したことによるものであります。固定負債は1,316,621千円となり、前事業年度末に比べ519,647千円減少いたしました。これは主に繰延税金負債が519,647千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,402,183千円となり、前事業年度末と比べて434,897千円減少いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は2,501,743千円となり、前事業年度末に比べ1,015,982千円減少いたしました。これは主にその他有価証券評価差額金が982,222千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は64.1%（前事業年度末は65.7%）となりました。

2) 経営成績

当中間会計期間における当社の業績については、本株式交換の効力発生日後に当社がスター・マイカの持株会社に移行することを前提に実施している経営指導等を主としたスター・マイカからの業務委託収入が当中間会計期間から発生したこと等により、売上高は81,733千円、営業利益48,926千円、経常利益48,935千円、中間純利益46,181千円となりました。

なお、前中間会計期間にかかる中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間との対比は行っておりません。

3) キャッシュ・フローの状況

当社の資金状況ですが、業務委託収入及び受取配当金収入等により営業活動によるキャッシュ・フローは51,180千円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローは、発生しておりません。

なお、前中間会計期間にかかる中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間との対比は行っておりません。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、本株式交換によるスター・マイカの完全子会社化を見据えて、適切な水準の流動性維持及び効率的な資金の確保を最優先としており、運転資金については自己資金で賄っております。

4【経営上の重要な契約等】

1．株式交換契約

当社は、2018年11月1日開催の取締役会決議に基づき、当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、2019年2月26日開催の臨時株主総会において承認されました。

株式交換の概要は、以下のとおりです。

(1) 株式交換の目的

グループ戦略立案機能の強化と各事業子会社への権限移譲及びグループ経営管理機能の高度化を目的として、スター・マイカグループとして持株会社体制へ移行するため。

(2) 株式交換の日

2019年6月1日

(3) 株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換

(4) 株式交換に係る割当ての内容

	スター・マイカ・ホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	スター・マイカ株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により 交付する新株式数	普通株式：15,254,656株	

(5) 株式交換に係る割当ての内容の根拠等

株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、スター・マイカのファイナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます）に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。

野村證券より、当社はスター・マイカの普通株式の保有・管理を事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後に当社が保有するスター・マイカ株式会社については売却する予定がなく、また財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないことから、当社の株式の価値は、当社の保有するスター・マイカ株式価値とほぼ等しく、スター・マイカ株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。

スター・マイカは前述の野村證券の助言を参考にし他、スター・マイカの一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、当社に対してデュー・デリジェンスを実施しております。かかるプロセスを踏まえ、両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、スター・マイカの株主の利益を損なうものではないと判断しております。

(6) 株式交換完全親会社となる会社の概要

資本金 10,000千円（2019年5月31日現在）

事業内容 有価証券の保有及び運用

2．吸収分割契約

当社は、2018年11月1日開催の取締役会決議に基づき、上記1．の株式交換契約の効力発生を条件として、当社及びスター・マイカの間で会社分割（吸収分割）契約を締結し、2019年2月26日開催の臨時株主総会において承認されました。

吸収分割の概要は、以下のとおりです。

(1) 吸収分割の目的

上記1．の株式交換の効力発生後、吸収分割によりスター・マイカの子会社であるスター・マイカ・レジデンス株式会社、スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社、スター・マイカ・プロパティ株式会社、スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社及びSMAi T株式会社の株式を含むスター・マイカのグループ管理部門を当社に移管することで、当社の傘下でスター・マイカ及びその子会社が並列の体制とすることで、当社にグループ戦略立案機能及びグループ経営管理機能を構築するため。

(2) 吸収分割の日

2019年6月1日

(3) 吸収分割の方式

上記1．の株式交換の効力発生を条件として、スター・マイカを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割は、無対価吸収分割を予定しておりますので、吸収分割承継会社である当社は、分割の対価として株式の割当てやその他金銭等の交付を行いません。

(5) 吸収分割の対象となる事業の概要

スター・マイカの子会社の株式を含むスター・マイカにおけるグループ全体の管理事業を分割いたします。

(6) 分割する資産、負債の状況(2019年5月31日現在)

資産	金額(千円)	負債	金額(千円)
流動資産	280,000	流動負債	-
固定資産	157,500	固定負債	-
合計	437,500	合計	-

(7) 本吸収分割後の状況

本吸収分割に際して、吸収分割会社であるスター・マイカ及び吸収分割承継会社である当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期の変更はありません。なお、スター・マイカの連結子会社は、2019年6月1日において、当社の連結子会社となります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,400,000
計	42,400,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (2019年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	2,974,000	18,228,656	非上場(注)2	単元株式数 100株
計	2,974,000	18,228,656	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、2019年8月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により2019年6月1日より東京証券取引所に上場しており、これに伴い、同日に定款変更により株式譲渡制限に関する規定を廃止しております。
3. 2019年6月1日付で当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換に伴い新株発行を行っております。これにより、発行済株式総数は15,254,656株増加し、18,228,656株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

スター・マイカが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日である2019年6月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる当社の新株予約権を交付しております。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

第1回新株予約権

決議年月日	2002年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	3,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 640,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250 (注)1
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2022年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「対象者」という)は、権利行使時においても当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りでない。

対象者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分(ただし、戒告は除く)を受けたときは、新株予約権を行使できない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

対象者が行使期間開始後に死亡した場合、その相続人は、対象者死亡の日より1年経過する日と権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでの間、対象者死亡の日において行使可能な新株予約権を行使することができる。

第2回新株予約権

決議年月日	2010年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3
新株予約権の数(個)	81
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)1
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2040年3月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 384 資本組入額 192
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3カ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

3. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記.1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

1株当たりの金額を金1円（前記1.に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得する場合には、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

第3回新株予約権

決議年月日	2011年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3
新株予約権の数（個）	120
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）1
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2041年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 384 資本組入額 192
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年7月31日）において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3カ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記.1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

1株当たりの金額を金1円（前記2.に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得する場合には、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

第4回新株予約権

決議年月日	2012年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5
新株予約権の数(個)	223
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 44,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2042年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 243 資本組入額 122
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合又は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3カ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

2. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記1.に準じて決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
定めない。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

第5回新株予約権

決議年月日	2013年4月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の数(個)	13,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2043年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 620 資本組入額 310
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合又は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3カ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

2. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記1.に準じて決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

定めない。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

第6回新株予約権

決議年月日	2014年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の数(個)	15,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 31,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2044年4月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 509 資本組入額 255
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合又は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3カ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

2. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記1.に準じて決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

定めない。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

第7回新株予約権

決議年月日	2015年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 2
新株予約権の数(個)	510
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 102,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	561 (注)1
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2021年1月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 564 資本組入額 282
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2015年11月期から2017年11月期のスター・マイカ株式会社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)における営業利益の合計額が下記()～()に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

() 6,500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで

() 7,000百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで

() 7,500百万円を超過した場合、全ての本新株予約権

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- () 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- () 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

前記2.に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- () 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- () 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権

決議年月日	2018年1月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 15
新株予約権の数（個）	9,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 900,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,781（注）1
新株予約権の行使期間	2023年3月1日から2026年2月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,781 資本組入額 891
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年7月31日）において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2018年11月期から2022年11月期の当社又はスター・マイカ株式会社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の合計額が23,000百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

() 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

() 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

前記2.に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- () 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- () 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

スター・マイカが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日である2019年6月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる当社の新株予約権を交付しております。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

第9回新株予約権

決議年月日	2018年8月30日
新株予約権の数(個)	4,270
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 427,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,879
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,342 資本組入額 1,171
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

交付する再編当事会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の目的である再編当事会社の株式の種類

再編当事会社の普通株式

新株予約権の目的である再編当事会社の株式の数の算定方法

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

組織再編行為に際して決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2018年8月30日
新株予約権の数(個)	3,572
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 357,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,137
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	当初発行価格 2,800 (注)1 資本組入額 1,400 下限発行価額 2,342 資本組入額 1,171
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 2018年第2回新株予約権は「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であり、その特質は以下のとおりであります。

株価の下落により新株予約権の転換価額が下方修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

行使価額の修正の基準及び頻度

- (1) 当社は2019年6月4日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,342円(以下、「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 上記(1)にかかわらず、当社グループに属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合には、当社は、上記(1)に基づく行使価額の修正を行うことができない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,137円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合において後記4.に従い再編当事会社(後記4.に定義する。)の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,137円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

2. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決め内容

該当事項はありません。

3. 当社株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決め内容

該当事項はありません。

4. 当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

交付する再編当事会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の目的である再編当事会社の株式の種類

再編当事会社の普通株式

新株予約権の目的である再編当事会社の株式の数の算定方法

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

組織再編行為に際して決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2018年8月30日
新株予約権の数（個）	5,264
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 526,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	658
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当初発行価格 3,800（注）1 資本組入額 1,900 下限発行価格 2,800 資本組入額 1,400
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

本株式交換の効力発生日である2019年6月1日付で交付した新株予約権の内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年7月31日）において、記載すべき内容が本株式交換の効力発生日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 2018年第3回新株予約権は「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であり、その特質は以下のとおりであります。

株価の下落により新株予約権の転換価額が下方修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

行使価額の修正の基準及び頻度

(1) 当社は2019年6月4日以降2021年9月17日まで（同日を含む。）の期間において、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額に修正される。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,800円（以下、「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 上記(1)にかかわらず、当社グループに属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は、上記(1)に基づく行使価額の修正を行うことができない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり658円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において後記4.に従い再編当事会社（後記4.に定義する。）の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり658円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
2. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決め内容
該当事項はありません。
3. 当社株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決め内容
該当事項はありません。
4. 当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- 交付する再編当事会社の新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- 新株予約権の目的である再編当事会社の株式の種類
再編当事会社の普通株式
新株予約権の目的である再編当事会社の株式の数の算定方法
本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
組織再編行為に際して決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年12月1日～ 2019年5月31日	-	2,974,000	-	10,000	-	-

(注) 2019年6月1日付で実施した本株式交換に伴う新株発行により、発行済株式総数が15,254,656株及び資本金が90,000千円それぞれ増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2019年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
水永 政志	東京都港区	2,974,000	100.0
計		2,974,000	100.0

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,974,000	29,740	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
単元未満株式(注)			
発行済株式総数	2,974,000		
総株主の議決権		29,740	

(注) 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により2019年6月1日に東京証券取引所に上場しており、これに伴い、同日に定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止しております。

【自己株式等】

当社は、自己株式を所有していません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3【役員 の 状況】

有価証券届出書の提出後、当半期報告書の提出日までの役員 の 異動は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役 (監査等委員)	-	小滝 一彦	1965年10月1日生	1988年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2000年1月 大阪大学社会経済研究所助教授 2004年7月 金融庁総務企画局市場課企画官 2008年7月 経済産業省経済産業政策局企業法制研究官 2012年3月 同省退官 2012年4月 日本大学経済学部教授(現任) 2013年2月 スター・マイカ㈱社外取締役就任 2016年2月 スター・マイカ㈱取締役(監査等委員)就任 2018年6月 アズワン㈱社外取締役就任(現任) 2018年11月 当社取締役就任 2019年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)	22	2019年6月1日
取締役 (監査等委員)	-	小坂 義人	1955年7月13日生	1984年12月 税理士登録 1987年1月 千葉・小坂会計事務所設立 1990年2月 公認会計士登録 1991年3月 アクタス監査法人(現太陽有限責任監査法人)設立 代表社員就任 2003年6月 アストマックス㈱監査役就任(現任) 2006年2月 スター・マイカ㈱監査役就任 2006年6月 信越化学工業㈱監査役就任(現任) 2009年7月 飛悠税理士法人設立 代表社員就任 2014年10月 太陽有限責任監査法人 パートナー就任 2015年7月 飛悠税理士法人社員就任(現任) 2015年7月 きさらぎ監査法人代表社員就任 2016年2月 スター・マイカ㈱取締役(監査等委員)就任 2016年2月 きさらぎ監査法人顧問就任 2018年11月 当社取締役就任 2019年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)	7	2019年6月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役 (監査等委員)	-	矢野 裕史	1966年12月9日生	1990年4月 川鉄商事(株) (現JFE商事(株)) 入社 1992年4月 川崎製鉄(株) (現JFEエンジニアリング(株)) 入社 1994年10月 大成機工(株)入社 2006年2月 大成機工(株)代表取締役社長就任 2011年3月 (株)大成C I 設立 代表取締役社長就任(現任) 2012年4月 大成機工(株)特別顧問就任 2018年4月 大阪府立西野田工科高等学校 学校運営協議会委員委嘱(現任) 2018年5月 一般社団法人関西経済同友会 幹事就任(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)	-	2019年 6月1日

(注) 取締役(監査等委員)の任期は、2020年11月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	小滝 一彦	2019年6月1日
取締役	-	小坂 義人	2019年6月1日
監査役	-	相澤 貴純	2019年6月1日

(注) 当社は、2019年6月1日付で監査等委員会設置会社に移行しております。そのため、取締役の小滝一彦及び小坂義人は2019年6月1日付で退任し、新たに取締役(監査等委員)として同日に就任しております。

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性4名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2018年12月1日から2019年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3．決算期変更について

2018年9月3日の臨時株主総会の決議により、事業年度を12月1日から11月30日までに変更しております。これに伴い、当中間会計期間は2018年12月1日から2019年5月31日までとなっております。

4．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年11月30日)	当中間会計期間 (2019年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,195	52,375
その他	45,020	44,830
流動資産合計	46,215	97,206
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	5,308,590	3,806,720
投資その他の資産合計	5,308,590	3,806,720
固定資産合計	5,308,590	3,806,720
資産合計	5,354,805	3,903,926
負債の部		
流動負債		
未払金	811	5,620
その他	-	79,941
流動負債合計	811	85,561
固定負債		
繰延税金負債	1,836,268	1,316,621
固定負債合計	1,836,268	1,316,621
負債合計	1,837,080	1,402,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金	-	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	63,433	27,173
利益剰余金合計	63,433	29,673
株主資本合計	73,433	39,673
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,444,292	2,462,069
評価・換算差額等合計	3,444,292	2,462,069
純資産合計	3,517,725	2,501,743
負債純資産合計	5,354,805	3,903,926

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
売上高	81,733
売上原価	-
売上総利益	81,733
販売費及び一般管理費	32,807
営業利益	48,926
営業外収益	
受取利息	0
その他	8
営業外収益合計	8
経常利益	48,935
税引前中間純利益	48,935
法人税等	2,753
中間純利益	46,181

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2018年12月1日 至 2019年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	-	63,433	63,433	73,433	3,444,292	3,444,292	3,517,725
当中間期変動額								
剰余金の配当			79,941	79,941	79,941			79,941
中間純利益			46,181	46,181	46,181			46,181
利益準備金の積立		2,500	2,500	-	-			-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						982,222	982,222	982,222
当中間期変動額合計	-	2,500	36,259	33,759	33,759	982,222	982,222	1,015,982
当中間期末残高	10,000	2,500	27,173	29,673	39,673	2,462,069	2,462,069	2,501,743

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	48,935
その他	6,068
小計	55,003
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	3,822
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,180
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	51,180
現金及び現金同等物の期首残高	1,195
現金及び現金同等物の中間期末残高	52,375

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

(中間損益計算書関係)

税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2018年12月1日 至 2019年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,974,000	-	-	2,974,000
合計	2,974,000	-	-	2,974,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月31日 臨時株主総会	普通株式	79,941	26.88	2019年5月31日	2019年5月31日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
現金及び預金勘定	52,375千円
現金及び現金同等物	52,375

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,195	1,195	-
(2) 投資有価証券	5,308,590	5,308,590	-
資産計	5,309,785	5,309,785	-

当中間会計期間（2019年5月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	52,375	52,375	-
(2) 投資有価証券	3,806,720	3,806,720	-
資産計	3,859,095	3,859,095	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(2018年11月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	5,308,590	42,087	5,266,502
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,308,590	42,087	5,266,502
合計		5,308,590	42,087	5,266,502

当中間会計期間(2019年5月31日)

	種類	中間貸借対照表計上 額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,806,720	42,087	3,764,632
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,806,720	42,087	3,764,632
合計		3,806,720	42,087	3,764,632

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スター・マイカ株式会社	81,733	-

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
1株当たり中間純利益	15.53円
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	46,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	46,181
普通株式の期中平均株式数(株)	2,974,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年11月30日)	当中間会計期間 (2019年5月31日)
1株当たり純資産額	1,182.83円	841.20円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	3,517,725	2,501,743
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	3,517,725	2,501,743
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(株)	2,974,000	2,974,000

(重要な後発事象)**(株式交換による持株会社体制への移行)**

当社は、2019年2月26日開催の当社の臨時株主総会及びスター・マイカの定時株主総会において承認された、当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力が2019年6月1日に発生したことにより、同日付けで持株会社体制に移行いたしました。

本株式交換の実施に伴い、スター・マイカ株式は2019年5月29日に上場廃止となり、当社株式は2019年6月1日に東京証券取引所市場一部に上場いたしました。

1. 取引の目的

当社グループでは、これまでリノベーションマンションの企画・販売事業を軸に、不動産仲介、不動産投資コンサルティング、不動産賃貸管理、不動産運用マネジメント、金融コンサルティング等、様々な周辺事業に取り組み、その結果、他社との差別化されたビジネスモデルを確立しております。

一方で、国内人口の減少といった社会課題に加え、新築マンションの価格高騰、リノベーションマンションへのニーズの多様化、不動産テックの台頭等、当社グループを取り巻く事業環境は大きな変局を迎えると認識しております。

今般、当社グループは、このような環境変化を踏まえ、スター・マイカの独自性の高いリノベマンション事業の継続的な発展、既存のビジネスを含む周辺事業の拡充による成長の加速、さらには将来的な投資対象の多様化への対応といった今後のグループの成長戦略を柔軟かつ機動的に実行することを可能とする体制の構築を図るとともに、これらの成長戦略を支えるべく、持株会社体制への移行を決定いたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、逆取得となる株式交換の会計処理(株式交換完全子会社が取得企業となる場合)を適用いたします。

(持株会社体制移行後のグループ再編(吸収分割))

当社は、2019年2月26日開催の当社の臨時株主総会及びスター・マイカの定時株主総会において承認された、本株式交換を条件とする、スター・マイカを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割は、2019年6月1日に効力を発生しております。

1. 取引の目的

本株式交換の効力発生後、本吸収分割によりスター・マイカの子会社であるスター・マイカ・レジデンス株式会社、スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社、スター・マイカ・プロパティ株式会社、スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社、SMAiT株式会社の株式を含むスター・マイカのグループ管理部門を当社に移管することで、当社傘下でスター・マイカ及びその子会社が並列の体制となり、当社にグループ戦略立案機能およびグループ経営管理機能を構築するためであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類
2019年2月7日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書（組織再編成）及びその添付書類
2019年2月7日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書（組織再編成・上場）訂正届出書
2019年2月27日関東財務局長に提出
2019年2月7日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）に係る訂正届出書であります。
2019年4月5日関東財務局長に提出
2019年2月7日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）、2019年2月27日提出の訂正届出書に係る訂正届出書
であります。
- (4) 有価証券届出書（組織再編成）訂正届出書
2019年2月27日関東財務局長に提出
2019年2月7日提出の有価証券届出書（組織再編成）に係る訂正届出書であります。
2019年4月5日関東財務局長に提出
2019年2月7日提出の有価証券届出書（組織再編成）、2019年2月27日提出の訂正届出書に係る訂正届出書であり
ます。
- (5) 臨時報告書
2019年6月3日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書でありま
す。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年8月28日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中井 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大立目 克哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスター・マイカ・ホールディングス株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの第22期事業年度の中間会計期間（2018年12月1日から2019年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2019年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2018年12月1日から2019年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年2月26日開催の会社の臨時株主総会及びスター・マイカ株式会社の定時株主総会において承認された、会社を株式交換完全親会社、スター・マイカ株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力が2019年6月1日に発生したことにより、同日付で持株会社体制に移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。